

「人事院規則 21—0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
<p>改正項目の1(2)について、役員等の失格期間は1年に短縮して良いが、法人本体の業務に係る違法行為についての失格期間は、コンプライアンス徹底の観点から、原則2年を維持し、例外的に違法が軽微である場合に限り、人事院の裁量で1年まで短縮できる形にすべきである。</p>	<p>不祥事案についても内容に軽重があるのは御指摘のとおりです。他方、社会的影響等の大きさや事案の悪質性について個別に軽重を分類し、異なる交流制限の期間を設定することは困難であると考えております。</p> <p>このため、不祥事案の内容に軽重がある中で一律に交流を制限する期間としては2年間は長く、1年間とした上で、1年を超えてもより慎重な対応が必要と認められる事案等については、人事院が官民人事交流の実施に関する計画を審査するに当たり、各府省に必要な助言・指導を行い、適切な取扱いとなるようにすることが適当であると考えております。</p>
<p>人事交流といえば聞こえはいいが、実質的に天下り規制を緩和し、対象法人も拡大するもので、官民の癒着が進むのではないかと懸念される。本件に反対。</p>	<p>官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。</p> <p>社会環境の急速な変化に的確に対応できる能力を有する人材を確保していくためには、公務部内における人材育成だけでなく、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことが重要です。こうした認識の下で、更に交流を促進する観点から、交流基準について見直すことができる点はないか検討を行いました。</p> <p>なお、今回の見直しにおいては、許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との人事交流に関する基準、契約の締結に携わった職員等に係る基準、給与補填の禁止等、公務の公正性確保の観点から真に必要な基準について変更はありません。今後とも官民人事交流について公務の公正性確保に問題を生じることがないように対応してまいります。</p>
<p>> 1 (1) 反対である。 組織単位を「課」とするのは、おそらくその管理者を課長とする事になるのではないかとと思われるのであるが、日本の行政組織は成らず者の集まりの様な課がいくつも存在するので（総務省などもそうである。ろくでもない人間達ばかりの課がいくつも存在する。）、やはりその管理・監督を行うのは局レベルで行うべき必要性があると考える。 （ただし、人事交流を行う人員について、もっぱらある課の者</p>	<p>・ 1 (1) について 本府省の「局」の所掌事務は広く、同一の局内であっても「課」が異なれば全く違う事務を所掌していることが少なくありません。本府省の「課」の所掌事務の範囲は、国家行政組織法において政令等で定めることとされており、各府省組織令等によって明確に規定されていることから、所管関係に係る交流制限を行う組織単位を「課」とすることとするものです。</p>

について人事交流を行う事とする事などは特段に反対があるわけではないのではあるが、しかしそれは既に現時点で実際に行われている事であるのではないであろうか。）

人事交流の管理・監督を行うのは「局」レベルで行うようにされたい。そうでないならば反対である。

不祥事の際は局長の首をすっ飛ばす等し、とにかくちゃんと局に責任が及ぶようにされたい。

そうでないと、課レベルであれば日本の行政組織は平然ととんでもない問題事態を民間と通謀して発生させたりするであろう。（既にいくつもしていると思われるが。）

総務省や警察庁など（どちらも相当な成らず者達がいる組織である。）に不法を行わせるべきでないのは当然であるが、管理・監督を行う主体が局にあるようにし、問題事態の責任がちゃんと局レベルに及ぶようにすべきと考える。その条件は抜くべきではないと考える。

> 1 (2)

反対である。

2年どころか3年にすべきであると考えますが、1年というのは不適切に短いと考える。（1年では要するに次の年から再開可能となるわけで、それは適切な長さではないと考える。2年以上が必要と考える。）

なお、加えて述べておくと、「刑事事件に関し起訴された場合」というのは憲法的にもおかしいと考える（日本国憲法14条、31条からすると幾分か問題ある虞がある。）。

特定不利益処分その他、「無罪以外の判決が行われた場合」と、「刑事事件に関し起訴される等の、犯罪行為を行っている疑いが濃い場合」とし、後者の具体例（あるいは現在そのように扱う事態）として「刑事事件に関し起訴された場合」を挙げるようにされたい。

人事院は、規則の作り・文が問題あるものである事について自覚し、適切に規則を修正されたい。

なお、起訴については、検察が不適切に行う場合というものも存在しなくはないものであるため、その回復のための手段は存在すべきではないかと考える。

（国民から述べておくと、国行政がそこまで不適切に検察（の起訴）に権威を与える事について、非常に不適切と考える。それは国の約束事である憲法の観点からすると不適切性があるものである。国の刑事行政セクション以外は検察による起訴について直接に影響を受けるとするのではなく、「刑事事件に関し起訴される等の、犯罪行為を行っている疑いが濃い場合」であるので、という形にすべきであろう（その様に判断される事由に刑事事件の起訴がある、という形にされたい。）。直接に検察の起訴を根拠とする振る舞いをするよりもその方が適切であり、修正の必要もあるはずである。）

（なお、刑事組織以外の全行政機関について言えるのであるが、この様に、（犯罪事態の存在がある強い懸念がある事の根拠として挙げるのでなく）直接的に、検察による起訴からを根拠

なお、今回の見直しにおいては、公務の公正性確保の観点から設けられている許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との人事交流に関する基準、契約の締結に携わった職員等に係る基準、給与補填の禁止等の基準について変更はありません。

・ 1 (2) 及び 3 (1) について

官民人事交流制度は、民間企業の効率的な業務遂行手法を学ぶこともその目的の一つとしてしています。その際、その企業との交流について公務の公正性の確保の観点から懸念が生じないよう、許認可の取消しや業務停止命令等の処分を受けたり、企業が刑事事件で起訴されたりするなど社会的問題の大きい企業との交流を制限することとしています。

現行の基準では、このような民間企業との人事交流は一律に2年間制限することとしています。しかしながら、近年のコンプライアンス意識の高まりから、民間企業に不祥事案があった場合には、速やかに事実を公表して説明責任を果たすことが一般的になり、また、年1回以上開催される株主総会においても再発防止策を含めた十分な説明が求められるものと認識しております。

近年、社会情勢が急速に変化し、官民の人事交流の必要性が高まっている中において、これらの事情を踏まえると、交流制限期間について見直しを行う必要があります。その際、不祥事案の内容に軽重がある中で、一律に交流を制限する期間としては2年間は長く、1年間とした上で、1年を超えてもより慎重な対応が必要と認められる事案等については、人事院が官民人事交流の実施に関する計画を審査するに当たり、各府省に必要な助言・指導を行い、適切な取扱いとなるようにすることが適当であると考えております。

なお、今回の見直しにおいては、公務の公正性確保の観点から設けられている許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との人事交流に関する基準、契約の締結に携わった職員等に係る基準、

<p>としての規制・差別的待遇がある事については、かなり問題があるものとする。また、愚かなで不適切な形式主義的役人を体現、するかの様な振る舞いである事もあり軽蔑もする（なお形式は重要性があるものである事は一応述べておく。不合理・理不尽・不適切なものが問題なのである。）。おそらく、大陸系（満州系朝鮮系中国系）の下心（日本の公務所を良くない所にしたい、という欲望等）によって発生しているものと見るが、国民としては、（刑事組織以外の）公務所の愚かな振る舞いも、検察（そして政治家）の不適切なエゴも、許しがたいと考える。あなた方文系系は愚かで不適切な形式主義によって利得を得たい者達が多いのであろうが、国民としてはそれは認められない。規則について適切に修正されたい（起訴を直接的根拠にしないのは重要である。）。）</p> <p>> 3 (1) 上記 1 (2) と同。 反対である。 2 年どころか 3 年にすべきであるとするが、1 年というのは不適切に短いと考える。(1 年では要するに次の年から再開可能となるわけで、それは適切な長さではないと考える。2 年以上が必要と考える。) 1 年にはせず、2 年以上とされたい。 また、特定不利益処分その他に、「無罪以外の判決が行われた場合」と、「刑事事件に関し起訴される等の、犯罪行為を行っている疑いが濃い場合」とし、後者の具体例（あるいは現在そのように扱う事態）として「刑事事件に関し起訴された場合」を挙げるようにされたい。</p>	<p>給与補填の禁止等の基準について変更はありません。</p>
---	---------------------------------

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が2件ありました。